

平成21年3月3日 総務省総合通信基盤局 料金サービス課

### 第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること

業務区域ごとに 25% 超のシェアを占める端末設備を有すること

### NTT東西を指定(98年)

NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)・沖縄セルラー(02年)を指定

基地局回線及び移動体通信役務を提供するために設置さ れる電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適 正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備

加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備 であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の 向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことが できない電気通信設備

# 第一種指定電気通信設備を設置する者に対する規制

### 二種指定電気通信設備を設置する者に対する規制

■接続約款(接続料・接続条件)の届出制

- ■接続会計の整理義務

■接続約款(接続料・接続条件)の認可制

■網機能提供計画の届出・公表義務

(第一種指定電気通信設備により提供され る役務であって、他の事業者による代替的 なサービスが十分に提供されないもの)

指定電気通信役務

- ■契約約款の届出制
- ■電気通信事業会計の 整理義務

### 特定電気通信役務

(指定電気通信役務のうち、利用者の利 益に及ぼす影響が大きいもの)

/■プライスキャップ規制

# 関連規制

指定要件

指定対象設備

接続関連規制

利用者料金

行為規制

- ■特定業務以外への情報流用の禁止
- ■各事業者の公平な取扱い
- ■設備製造業者・販売業者の公平な取扱い
- ■特定関係事業者との間のファイアウォール

■電気通信 事業会計の

整理義務

更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に 個別に指定された者に対する規制

#### NTTドコモ(02年)を指定

- ■特定業務以外への情報流用の禁止
- ■各事業者の公平な取扱い
- ■設備製造業者・販売業者の公平な取扱い

■電気通信 事業会計の 整理義務

# 指定電気通信設備制度創設の背景・趣旨

### 第一種指定電気通信設備制度(97年事業法改正)

#### 背景(96年答申)

- ■電気通信事業法の制定(84年)により創設された接続制度は、接続を義務として規定せず、事業者間協議を前提としていた。
- ■サービスの多様化が進む中で、フレームリレー サービスや仮想専用網(VPN)サービスのような 新サービスの提供を巡って接続協議が難航し、ま た接続料の対象となる費用範囲についても継続 的に協議が行われるなど、事業者間協議を前提 とする制度は必ずしも有効に機能しない状況。

#### 制度趣旨(96年答申)

- ■電気通信サービスの利用者は、加入者回線で事業者のネットワークとつながっており、最終的には加入 者回線を経由しなければ、当該利用者にはつながらない構造となっているため、加入者回線を有する事 業者は、利用者に対する他事業者からのアクセスを独占している状況。
- ■このように、加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークへの接続は、他事業者の事業展開 上不可欠であり、利用者の利便性の確保からも、当該ネットワークの利用の確保が不可欠。
- ■しかし、相当規模の加入者回線を有する事業者は、接続協議において圧倒的に優位に立ち得ることから、 事業者間協議により合理的な条件に合意することが期待しにくい構造。
- ■したがって、当該ネットワークへの透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保することにより、 競争を促進し、かつ、利用者利便の増進を図るため、一般的な接続ルールに加えて、特別な接続ルール として、(第一種)指定電気通信設備制度の創設が必要。

### 第二種指定電気通信設備制度(01年事業法改正)

#### 背景(96年答申)

■移動体通信事業者は、①基地局間又は基地局と交換局間の伝送路を有していないこと、②移動体通信事業者が扱う通信のほとんどは固定通信事業者との間のものであり、固定通信事業者の依存が高いことから、指定電気通信設備の対象は、当面固定通信事業者に限り、指定電気通信設備の定義は、接続ルールの見直し時に実態を踏まえて見直すことが適当。

#### 制度趣旨(00年答申)

- ■移動体通信市場で市場支配力を有すると認定された事業者は、多数の加入者を直接収容するため、他事業者は当該事業者との接続を行わなければ、多数の加入者との間で通信を行えないことになるので、当該事業者の設定する接続条件如何によっては市場に参入し、サービスを継続すること自体が困難となる。
- 当該事業者は、接続事業者との相対関係において強い交渉力を有することになり、交渉上の優位性によって不 当な差別的取扱いや原価を上回る接続料が設定されると、接続事業者は市場から容易に排除される可能性。
- ■また、一方の側で多数の加入者を収容していないために接続交渉の迅速化のインセンティブが他方の側にしか働かないような状況では交渉自体がともすると遅延し、市場の参入に支障を来す可能性。
- ■このような市場からの排除がないようにするための最低限の担保措置として、接続料を含む接続条件に 関して透明性をより確保することを基本としたルールとして第二種指定電気通信設備制度の創設が必要。

移動体通信事業者の設備 にボトルネック性がないと された理由(00年答申)

- ①移動体通信市場においては、固定網と異なり、**電気通信設備を設置する事業者が地域単位に3以上存在**すること
- ②固定網とは異なり、複数の移動体通信事業者が、**加入者回線を含め自ら設備を構築**しており、かつその設備が各社遜色なく、全国にエリア拡大されており、加入者回線を含めたネットワークの代替性が存在していること
- ③移動体通信事業者の加入者や、その扱う通信量が移動体間の通信も含めて増えているが、それでも<mark>移動体間の通信は全体の5分の1以下</mark> (99年度)にとどまっており、また、<mark>固定網が各家庭や事業所への最終通信手段(ラストリゾート)となっているのに対して、移動体網は主として</mark> 個人単位でのオプショナルな通信手段として普及拡大しており、単純な量的な拡がりでみられるよりも移動体のボトルネック性は弱いこと

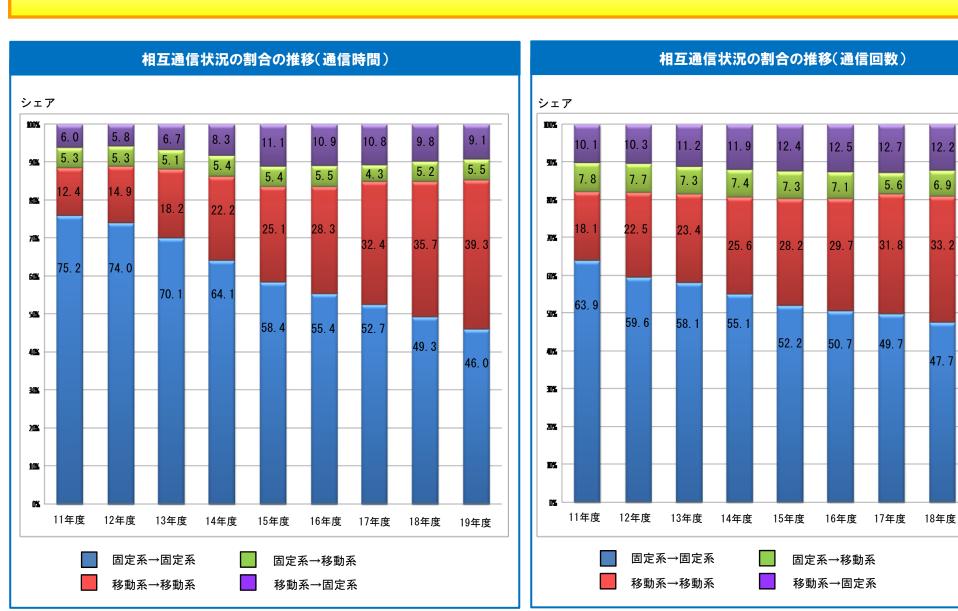
35. 2

45. 6

19年度

# 相互通信状況の割合の推移(通信時間・通信回数)

■主流であった固定系→固定系の通信に代わり、移動系による発着信の割合が通信時間、通信回数ともに増加傾向にある。



# 接続料算定の制度的枠組みの差異①

### 第一種指定電気通信設備制度

第二種指定電気通信設備制度

接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定する ものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照 らし公正妥当なものであること(§33Ⅳ2))

【接続約款の認可基準】

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加え たものを超えるものであるとき(§34Ⅲ4)) 【接続約款の変更命令の発動要件】

電気通信事業法における

接続料算定に係る規定

接続料設定の対象機能

(アンバンドル機能)

### 省令で個別に規定

<アンバンドルの考え方> 過度の経済的負担を与えることがないように留意しつつ、他 事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドル が必要

省令上等の定めなし

省令上等の定めなし

省令上等の定めなし→規制会計は整理不要

接続料原価の算定方法

### 省令で機能ごとに規定

- ■実績原価方式(ドライカッパ、ラインシェアリング、専用線等)
- ■将来原価方式(加入光ファイバ等)
- ■LRIC方式(固定電話等)
- ■キャリアズレート方式(INS1500等)

■営業費や試験研究費などは、基本的に設備コストと無関係

設備コストがベース→規制会計で担保

であり、接続料原価には算入しない ■これを担保するため、電気通信事業会計・接続会計の整理

を義務付け

省令で規定

省令上等の定めなし

「適正な利潤」の考え方

「適正な原価」の考え方

と規制会計との関係

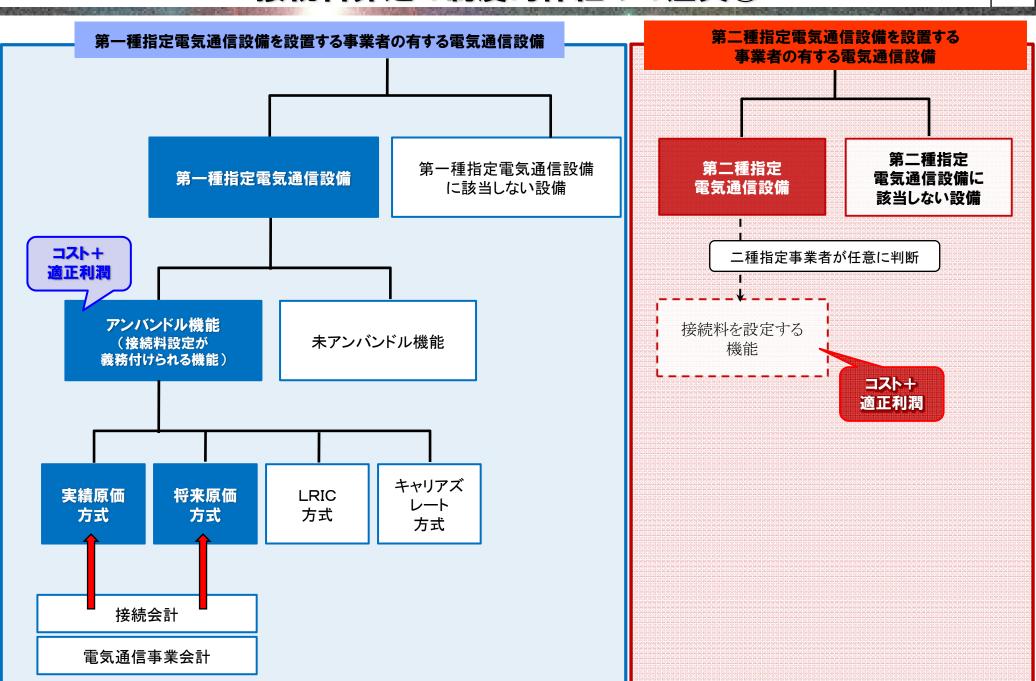
①他人資本費用、②自己資本費用、③利益対応税の3項目 を適正利潤とし、それぞれの算定方法を規定

精算制度

あり(実績原価方式)

なし

# 接続料算定の制度的枠組みの差異②



# 移動体通信事業者間の紛争事案

#### 1 事案の概要

■ **日本通信**は、**NTTドコモ**との相互接続によりMVNO事業を行うことを希望し、協議を実施してきたが、事業者間協議が調わないことから、平成19年7月9日、**総務大臣に対して相互接続に係る裁定を申請**。

#### 2. 主な争点

- 料金設定の在り方 日本通信は「エンドエンド」料金設定を希望。
- 接続料水準 日本通信は帯域幅課金を希望。
- 接続等に係る開発費用
- 3. 裁定の概要

裁定申請事項	日本通信の主張	NTTドコモの主張	総務大臣裁定		
	平成19年7月9日裁定申請	平成19年7月31日答弁書提出	平成19年9月21日裁定案諮問、同年11月22日答申、30日裁定		
<ol> <li>NTTドコモの区間 におけるサービス の内容</li> </ol>	日本通信のサービスの提供に必 要な範囲内で自然に決定される もの	ユーザーに対して直接サービスを 提供する責任を負うNTTドコモ がその内容等を決定すべきもの	〇裁定対象とは認められず、裁定を行わない。 なお、ドコモと日本通信は協議を行い、接続協定に基づく接続条件等 に従った形でのサービス提供を行うことが求められる。		
2 利用者料金の設定	「エンドエンド料金」とし、日本 通信が利用者料金を設定	「ぶつ切り料金」	〇利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用 者料金設定権を認めるのが相当。		
3 エンドエンド料金 とする場合の接続 料体系	帯域幅当たり定額制課金	仮にエンドエンド料金の場合は、 パケット当たり従量制課金	〇帯域幅課金(定額制)を採用することが相当。 なお、具体的な接続料金の算定方式については裁定事項4の問題。		
4 接続料の金額	適正原価+適正利潤 算定根拠に関する情報開示と詳 細な検討が必要	接続料:原価に基づきパケット単位で計算	〇細目協議に至っておらず、裁定を行わない。 協議継続に当たっては、算定方式の合理性の検証が求められ、これに 代入すべきデータについては可能な限り開示すべき。		
5 開発を要する機能、 費用負担等	①開発内容・費用が疑問であり、 不合理 ②本件開発項目は移動通信事業 者が当然具備しておくべきもの であるから、NTTドコモが費 用負担すべき	本件の開発は日本通信の要望に従 うために特別に必要となる開発で あり、費用は日本通信が負担すべ き	〇細目協議に至っておらず、裁定を行わない。 ただし、費用負担については、接続要望に伴う追加コストである以上、 原則、日本通信において応分負担すべき。また、通信障害等を起こさずに、 全利用者が公平に電波の利用を享受できるようにするMNOの責務に配意。 協議継続に当たっては、開発費用の検証に客観性を確保するとともに、そ の内訳について可能な限り開示すべき。		

#### 4. 電気通信事業紛争処理委員会による総務大臣に対する勧告

■ <u>総務大臣においては、</u>本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、<u>接続</u> 料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

# 接続約款の必要的記載事項等の比較

#### 第一種指定電気通信設備関係

#### 第二種指定電気通信設備関係

- 一・イ 総務省令で定める標準的接続箇所における技術的条件 **一十一で定める**機能ごとの接続料 **一・**ロ 一・ハ 一種指定事業者と接続事業者の責任に関する事項 一・二 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別 ー・ホ イから二のほか、接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項 イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であって次に掲げる事項を含むもの (1)端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況その他接続の請 求に際して必要な情報の開示を受ける手続 (2)接続の請求を行い当該請求への回答を受ける手続 (3)光信号用の中継系伝送路設備への接続の請求を行い当該請求への回答を受ける手 続であって、一種指定事業者が当該設備を利用することとした場合の手続と同一のもの (4)接続協定の締結及び解除の手続 ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示を受け接続が開示される日までの標準的期間 ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間 二 コロケーションに係る手続・料金等に係る事項 三 現に設置する屋内配線を他事業者が利用する場合における工事等に係る事項 四 工事費等の料金 五 一種指定事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項 六 重要通信の取扱方法 七 他事業者が接続に関して行う請求及び一種指定事業者が当該請求に対して行う回答に おいて用いるべき様式 八 他事業者との協議が調わないときの法第154条第1項等の仲裁による解決方法 九 番号ポータビリティ機能の接続料に関する事項 十 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信 設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項 十一 有効期間を定めるときは、その期間 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方
- 法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること
- 三 接続条件が、利用部門が接続する場合に比して不利なものでないこと
- 四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
- ※一・ホの内訳にある漢数字等は、電気通信事業法施行規則§23の4Ⅱの号番号等。それ以外 は、電気通信事業法§33IVの号番号等。

- 一に定める箇所における技術的条件 >三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額
- 二種指定事業者及び接続事業者の責任に関する事項

他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所

三 電気通信役務に関する料金を定める事業者の別が適正・明確に定められていないとき★

- 五 接続協定の締結及び解除の条件
- →六 接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間
- 七 二種指定事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
- ▶八 重要通信の取扱方法
  - 他事業者との協議が調わないときの法第154条第1項等の仲裁による解決方法
- 九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有 する電気通信設備の接続に関する事項があるときは、その事項
- 十 有効期間を定めるときは、その期間
- 四 取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を 加えたものを超えるものであるとき
- 五 他の電気通信事業者に対し不利な条件を付すものであるとき
- 六 特定の電気通信事業者に不当な差別的な取扱いをするものであるとき
- ※上記漢数字は、電気通信事業法施行規則 § 23の9の3の号番号

接続の実施前 に届出) 【事業法

§ 34 II ]

約款変更

命令の

§ 34 III ]

#### NTTドコモ(接続約款)

#### 基本接続機能 mova接続機能 当社のmovaサービス契約者回線との通信を行う機能 当社のFOMAサービス契約者回線との通話モードによる通信を行う FOMA(诵話モード) 機能 接続機能 当社のFOMAサービス契約者回線との64kb/sデジタル通信モードに FOMA(64kb/sデジタル よる通信を行う機能 通信モード)接続機能 当社の衛星電話サービス契約者回線との通信を行う機能 衛星電話接続機能 MNPを実現するために他社契約者回線であることを識別して相互接 MNP転送機能 続通信の経路を着信事業者に設定する機能 MNPを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設 MNPリダイレクション 定に係る情報を提供する機能 機能 直収接続機能 当社のmovaサービス契約約款に定める専用回線等接続契約又は 専用回線等接続サービス契約約款に定めるデータ系直収契約により 提供する電気通信サービスと同等の通信を行う機能 FOMAサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定され FOMA直収パケット る当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の通信を 接続装置機能 直収パケット交換機を介して行うために必要な装置を利用する機能 FOMAサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定され FOMA直収パケット る当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の通信を 接続機能 直収パケット交換機を介して行う機能 MVNO回線管理機能 MVNOサービス契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用 料を請求する機能 iモード移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定 iモード移動無線装置

#### パケット交換機を介して行うために必要な装置を利用する機能 付加接続機能 当社がiモード移動無線装置パケット接続機能を提供する協定事業者 位置情報提供機能 に対して、iモード移動無線装置の位置情報を提供する機能 当社がMVNO回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定 MVNO課金情報提 事業者が課金するために必要なMVNOサービス契約者回線に係る 供機能 パケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能 iモード移動無線装置接続用パケット交換機を介して行われるiモード 事業者課金機能 移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線とiモード移動 無線装置パケット接続機能を利用する協定事業者の電気通信設備と の間の通信に係る利用者料金をその協定事業者に課金する機能

パケット接続装置機能

事業者の電気通信設備との間の通信をiモード移動無線装置接続用

#### KDDI(接続約款)

端末接続機能 相互接続点と契約者回線との間の相互接続通信を伝送交換する 機能(影像等诵信接続機能を除く。) 影像等通信接続機能 相互接続点と契約者回線との間の相互接続通信(au通信サービス契約

携帯電話番号ポータビ 携帯電話番号ポータビリティにおいて、当社が移転元事業者となる場合

約款で定めるテレビ電話機能に係るものに限る。)を伝送交換する機能

て、協定事業者からの要求により移転先事業者に係る情報を返送する機能

リティ転送機能 であって、相互接続通信の接続経路を移転先事業者に設定する機能 携帯電話番号ポータビリ 携帯電話番号ポータビリティにおいて、当社が移転元事業者となる場合であっ

直収パケット接続機能 当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の通信を 直収パケット交換機を介して行う機能

**ケィリダイレクション機能** 

オプション機能接続機能

au通信サービス契約約款により提供するオプション機能等であって、 接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能

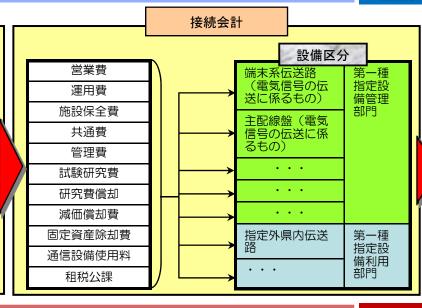
※網掛けは接続料が設定されている機能

## 接続料算定と規制会計との関係

### ■第一種指定電気通信設備制度(実績原価方式の例)

電気通信事業会計の損益計算書の営業費用について、接続会計において管理部門・利用部門の設備区分に帰属





実 績 原 価 方式 (接続料規則§9)

網使用料算定根拠

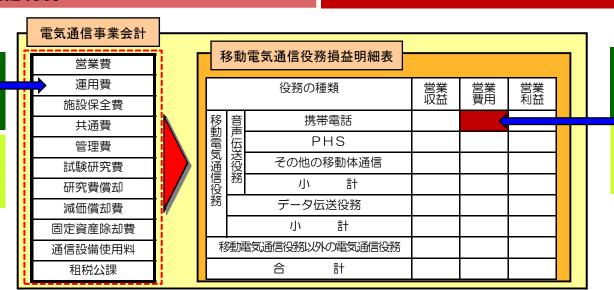
### ■第二種指定電気通信設備制度

規制会計と接続料算定は、制度上リンクしていない

### NTTドコモ、KDDIともに 電気通信事業会計(PL等) は整理

ただし、 第二種指定電気通信設備を 設置していることとは無関係

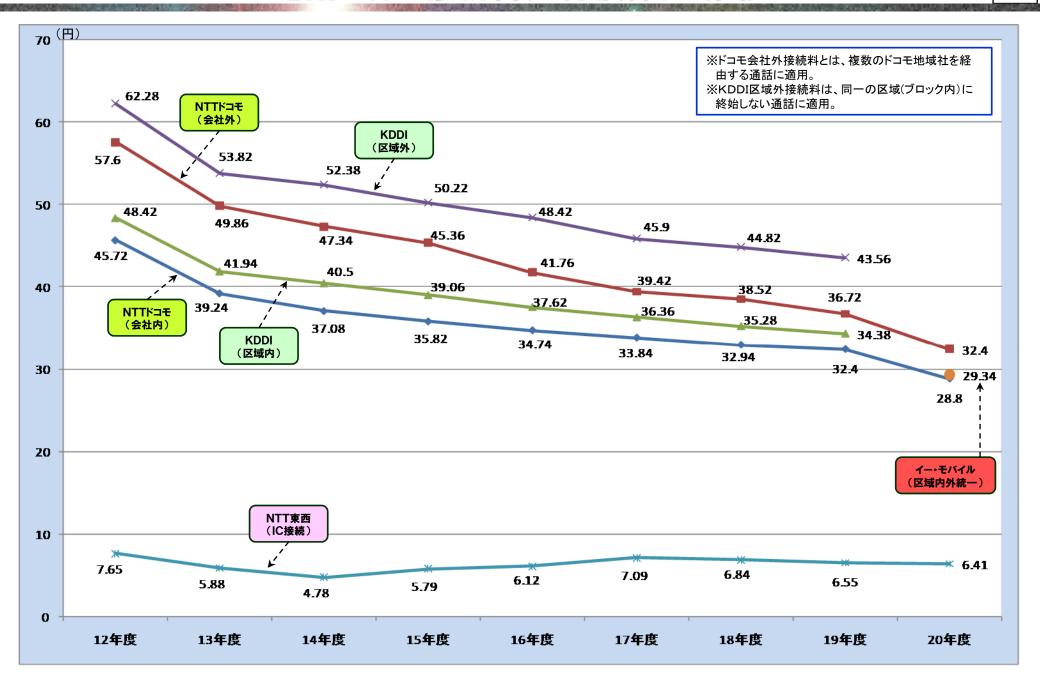
※NTTドコモは、禁止行為等規定適用 事業者として、KDDIは、基礎的電気 通信役務提供事業者として、電気通 信事業会計の整理が義務付け。



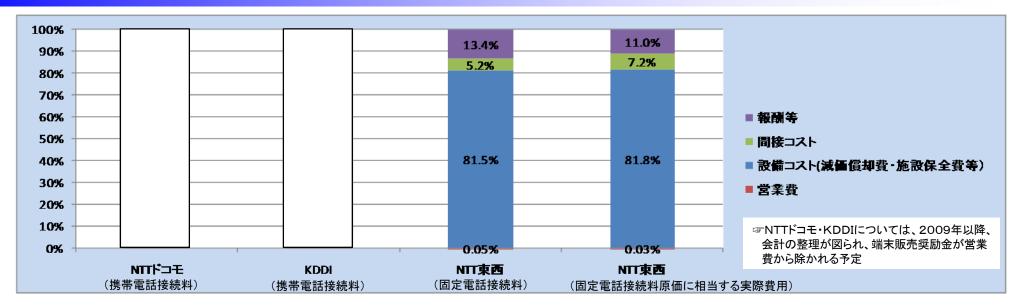
更に、NTTドコモには、 移動電気通信役務損益明細表 の作成が義務付け

NTTドコモの音声通話接続料は、 当該表の携帯電話欄の 営業費用に基づき算定

# 電話に係る接続料(3分換算)の推移



### ■接続料原価の構成割合(07年度接続料。NTTドコモは08年度接続料)

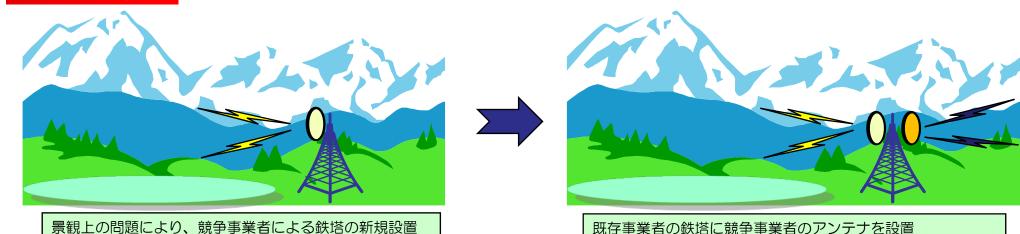


接続料原価の構成割合等

# 鉄塔など設備の共用・ローミングについて

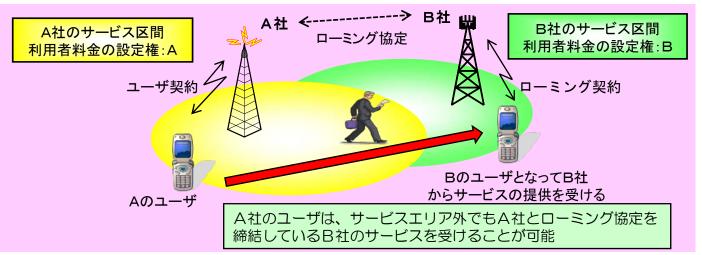
■新規参入事業者がサービスエリアを既存事業者と同程度まで拡大するには相当の期間やコストが必要となることや、空中線(アンテナ)を設置するための鉄塔などを設置する物理的スペースが限られており、景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が困難な場合もあることを踏まえ、鉄塔など設備の共用ルールの整備、ローミングの制度化についてどのように考えるか。

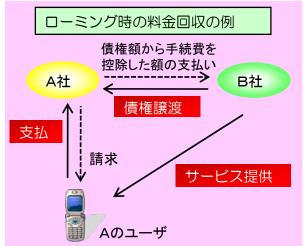
### 設備共用の例



### ローミングの例

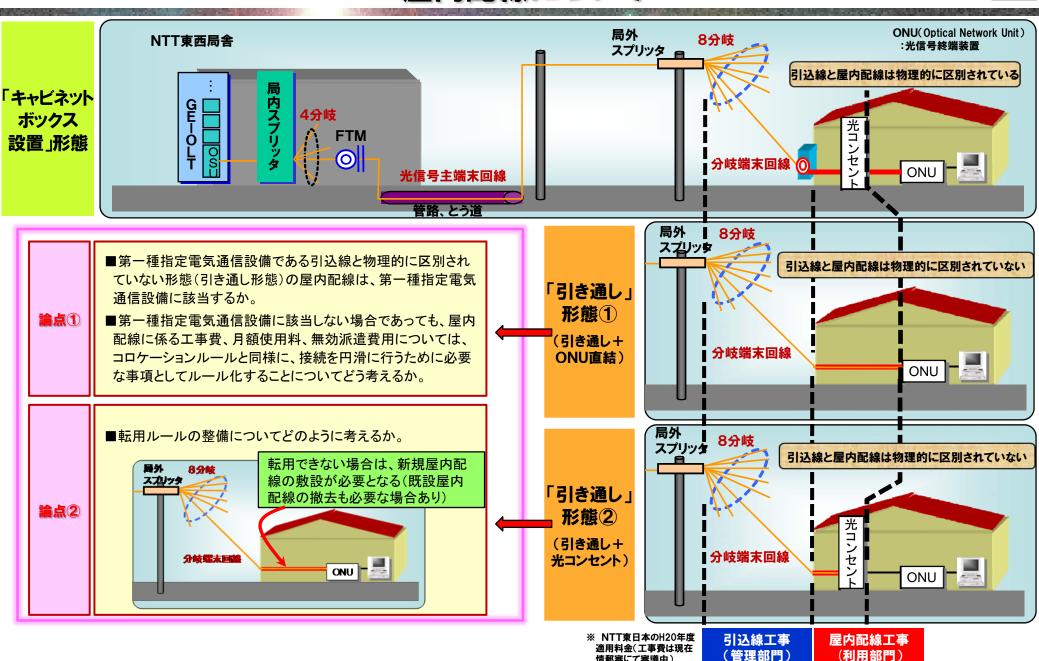
が困難





(電気通信事業法における設備共用の考え方を整理)

# 屋内配線について

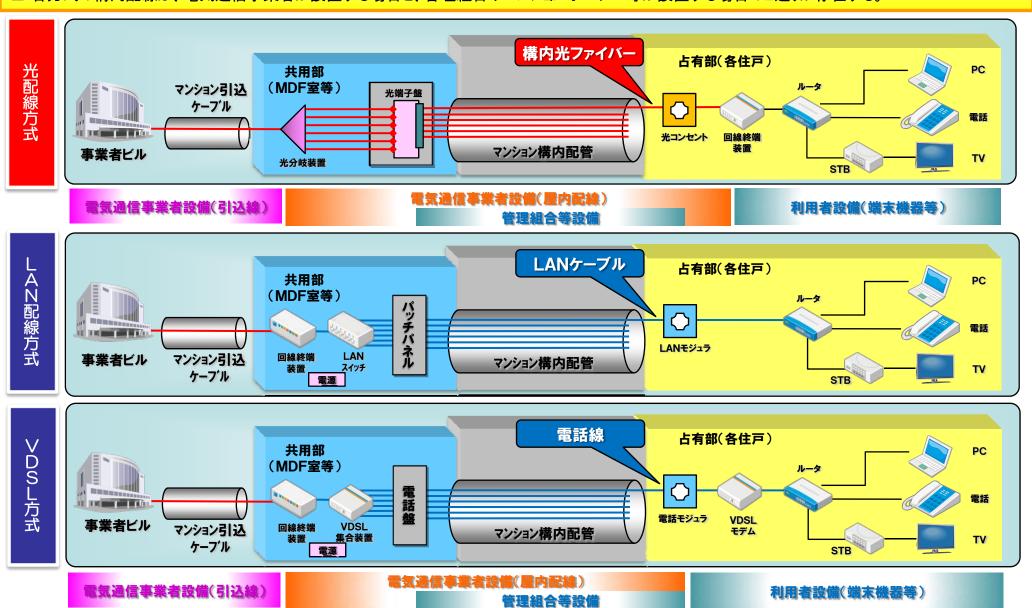


(工事費:6,149円※、月額接続料:426円※) (工事費:20,800円、月額使用料:200円)

情郵審にて審議中)

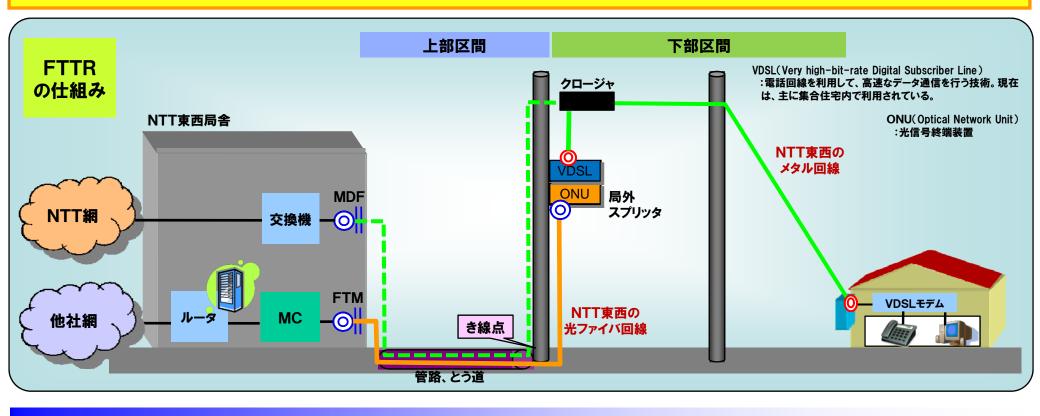
(利用部門)

- ■マンション向け光ファイバーサービスの配線方式については、①光配線方式、②LAN配線方式、③VDSL方式の3つの方式がある。
- 各方式の構内配線は、電気通信事業者が設置する場合と、管理組合やマンションオーナー等が設置する場合の2通りが存在する。



# ドライカッパのサブアンバンドルについて

- ■FTTRサービスは、上部区間は光ファイバ回線、下部区間はメタル回線を用いて提供するもの。
- ■メタル回線について、上部区間はサービス提供に基本的に用いないことから、下部区間のみをアンバンドルしたドライカッパ接続料の設定(ドライカッパのサブアンバンドル)が要望されている。



### ■ドライカッパのサブアンバンドルに係る課題

### 上部区間の 転用の問題

■サブアンバンドルしたメタル回線の上部区間が、他に転用できなくなるとのNTT東西の指摘について、メタル回線の芯線利用率が低下傾向にある中で、ドライカッパ接続料に与える影響等を踏まえ、どのように考えるか。

# 下部区間の保守の問題

■サブアンバンドルしたメタル回線の下部区間の保守のためには、上部区間が必要とのNTT東西の指摘について、どのように考えるか。仮に上部区間が保守に必須の場合、保守に限定した上部区間の利用について費用負担の問題をどのように考えるか。

# 電話重畳型DSL契約の事業者名申込について

<u>拒否登録が無ければ</u> 開通が可能

■ DSLサービス加入の際は、回線名義人によるNTTへの申込が必要。

名義確認が必須

- 一方、DSL申込者が回線名義人を把握していない場合(名義不明等)は、申込者によるNTTへの確認・再申込等が必要。
- この結果、<u>開通の遅延、事業者の追加コスト発生、申込のキャンセル等</u>に繋がるケースが生じている。

# 現行 システム改修案 DSL申込者=回線名義人 DSL申込者=回線名義人 →開通OK → 開通OK DSL申込者=DSL事業者 DSL申込者≠回線名義人 かつ → 開通NG 異名義申込の拒否登録なし →開通OK 名義確認が不要

### 作業項目

- ・名義人に対し、異名義申込の 可否を事前照会
- ・システムの改修及び 事前拒否の登録



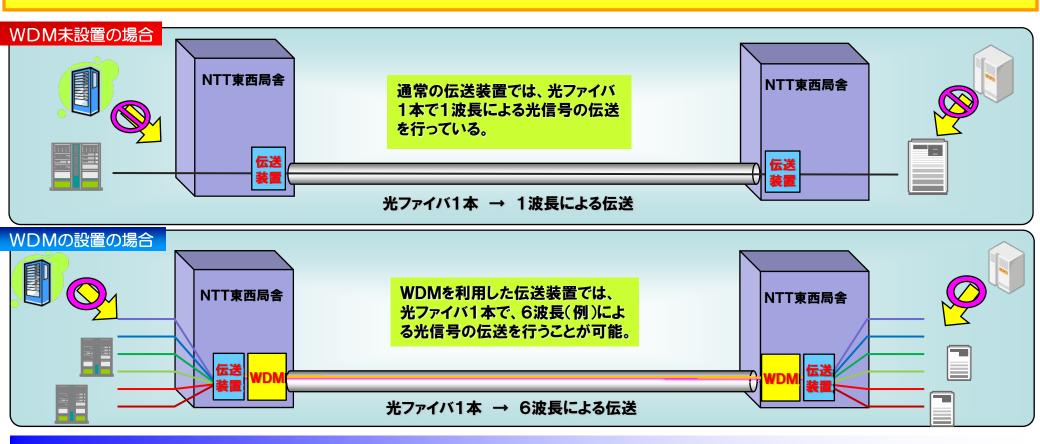
- 1.事後解除の在り方 事後に名義人から解除申出が あった場合、解除を行うのは NTTかDSL事業者か。
- 2. コスト負担の在り方

要望事業者は<u>約款化</u>を希望\*1 その際は、負担増となる 要望事業者以外の接続事業者 の意向を考慮することが適当\*2

- ※1 回線管理運営費等で回収
- ※2 現時点で、理解が得られていない

# WDM(波長分割多重方式)について

■ WDM(波長分割多重方式)とは、異なる波長の光信号を光ファイバに重畳させることにより、複数の波長による光信号の伝送を可能とするもの。光ファイバの設置芯線数の少なく、空き芯線の無い地方部等での利用が要望されている。



### ■WDMの利用に関する論点

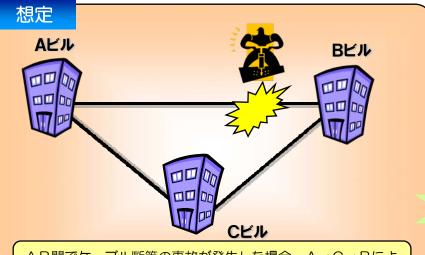
既設WDMの 利用 ■WDM装置の既設区間については、1芯を波長分割した結果として空き波長が生じている場合があるとも考えられるが、ネットワークインフラの利活用を図る観点から、波長分割された中継ダークファイバの貸出ルールを整備することについてどのように考えるか。

WDM未設置 区間での利用 ■WDM装置が設置されていない区間について、非ブロードバンド地域における基盤整備等の観点から、WDM装置の設置を義務付けることについて、新たな投資負担やWDMの新設に伴う既存利用者の収容替えの問題が生じること等を踏まえ、どのように考えるか。

# 中継ダークファイバの経路情報について

■ 中継ダークファイバについては、ネットワークの冗長性を確保しサービスの信頼性向上を図ることは、利用者利便の確保の観点から重要であるため、接続事業者から、現在、異経路構成が確保されているかどうかを確認できるように、経路情報等の開示が要望されている。

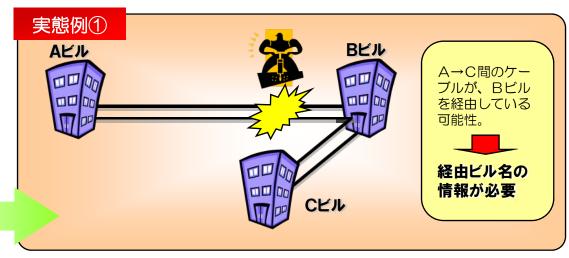
各事業者は、ネットワーク構築にあたり、ケーブル切断等のリスクを回避するため、異ルートを確保している。

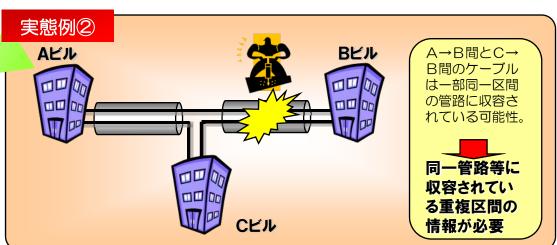


AB間でケーブル断等の事故が発生した場合、A→C→Bによる異ルートを使用することによりサービス提供を継続できる。

- ■ケーブルの経由するビル情報や重複区間等の情報の開示について、NTT東西のセキュリティ上の問題に留意した上でどのように考えるか。
- ■仮に異経路構成を確認又は保証する仕組みが必要な場合、具体的にどのような確認方法が考えられるか。
- ■セキュリティ上の問題のほかに、異経路構成を確認 又は保証する仕組みが設けられない理由はあるか。

しかし、実際には、一部区間が同一管路に収容されていたり、他のビルを経由している可能性があり、ネットワークの冗長性が確保のためには正確な情報が必要。

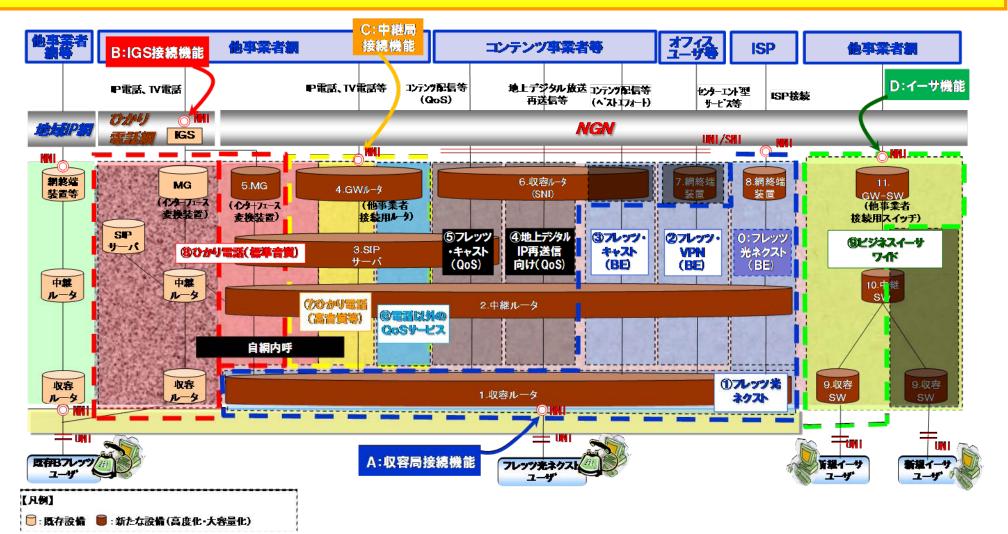






## NGNのアンバンドル機能について

- ■08年3月の情報通信審議会答申を踏まえ、同年7月に関係省令等が改正され、NTT東西のNGN及びひかり電話網は、第一種指定電気通信設備に 指定されるとともに、「A:収容局接続機能」、「B:IGS接続機能」、「C:中継局接続機能」、「D:イーサネット接続機能」の4機能がアンバンドルされた。
- ■他方、回線認証機能等のアンバンドルについては、具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階では、その要否の判断は時期尚早とされたが、今後これらの機能を用いたサービスが、サービス競争上重要性を増すと考えられることから、NGNが実装する機能であるかどうかを検証した上で、NGNが実装する機能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要とされた。

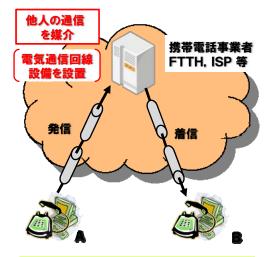


# 電気通信事業法の適用除外となる電気通信事業について

■ コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等は、電気通信事業法第164条第1項第3号によって、登録・届出が不要(≠電気通信事業者)となる同法の適用除外の電気通信事業に該当する。(ただし、通信の秘密の保護等一部の規定については適用あり。)

### 電気通信事業

- 携帯電話、FTTH インターネット接続サービス 等
- ・電気通信事業の登録・届出が必要
- ・接続ルールの適用有
- 紛争処理制度の利用可能
- ・通信の秘密の保護義務 等



AからBへの通信を伝送、交換することは、「他人の通信を媒介」することに当たり、登録・届出が必要な電気通信事業に該当する。

### 適用除外の電気通信事業

- コンテンツ配信事業 通信プラットフォーム事業 等
- ・電気通信事業の登録・届出は不要
- 接続ルールの適用なし
- ・紛争処理制度の利用不可
- ・通信の秘密の保護義務有
- ・禁止行為規定適用事業者からの保護対象



コンテンツの配信等は、自己(コンテンツ事業者等) と他人(利用者)との間の通信であり、「他人の通信を媒介」には該当せず、「電気通信設備を他人の通信の用に供する」のみであるため、登録・届出が不要な電気通信事業に該当する※。

※電気通信回線設備を設置しない場合に限る。

### 非電気通信事業

■ 映画会社、 音楽レーベル 等

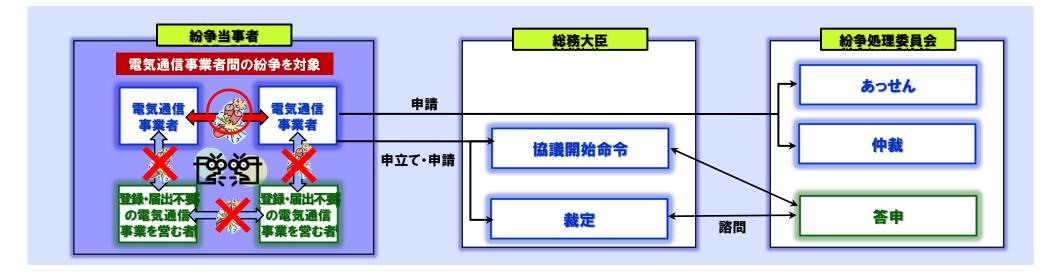
・電気通信事業法の適用なし



映画会社、音楽レーベル等は、コン テンツの利用権を保持しているのみ であり、通信には関与しておらず、 電気通信事業にも該当しない。

# 電気通信事業紛争処理委員会等の紛争処理機能

### ■紛争処理の仕組み

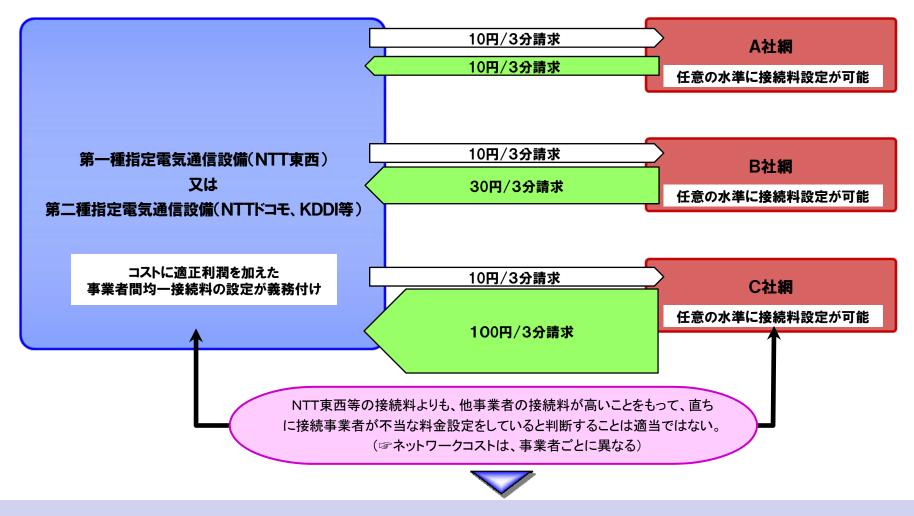


### ■紛争処理の対象内容

	総務大臣		電気通信事業紛争処理委員会	
	協議開始命令	裁定	あっせん	仲裁
①電気通信設備の接続	0	0	0	0
②電気通信設備の共用	0	0	0	0
③卸電気通信役務の提供	0	0	0	0
④接続用の電気通信設備の設置・保守	_	_	0	0
⑤接続用の土地・工作物の利用	_	_	0	0
⑥接続用の情報の提供	_	_	0	0
⑦電気通信役務提供に関する業務の委託	_	_	0	0
⑧電気通信役務提供のための設備の利用	_	_	0	0
⑨電気通信役務提供のための設備の運用	_	_	0	0
⑩他人の土地・工作物の使用	_	0	_	_

# 逆ざや問題

■コストに適正利潤を加えた事業者間均一接続料の設定を義務付けられている事業者(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者)とそれ以外の事業者との間において、接続料の水準に大きな差が発生している場合の取扱いをどのように考えるか。



■しかし、接続事業者が、自社の接続料とNTT東西等の接続料との差額で利益を稼ぐことを目的に不当に高額な接続料を請求する場合、その取扱いは、どのように考えるべきか。

## ビル&キープ方式

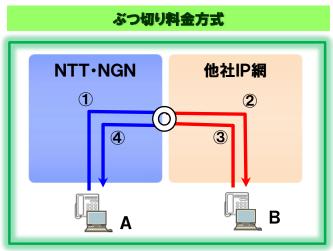
#### ■従来の接続料の設定方式とビル&キープ方式の相違

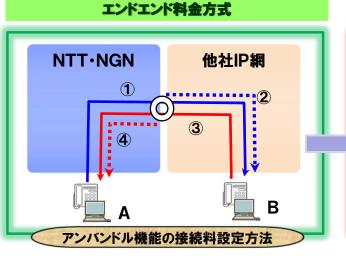
**--**:ユーザ料金設定(NTT)

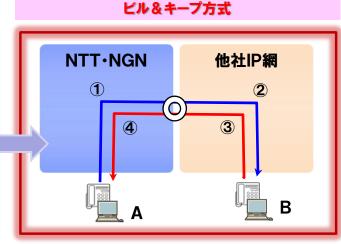
:ユーザ料金設定(他社)

"!:接続料支払(NTT→他社)

"""":接続料支払(他社→NTT)



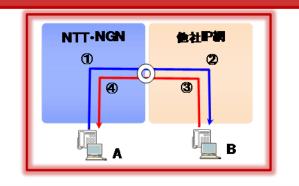




#### ■ビル&キープ方式に関する課題







- ■自網発通信(①・②)のユーザ料金収入だけで、 自網着通信(④)も含めたコスト回収ができるようにすることが必要となる。
- ■この点は、接続事業者の経営面に影響を与えるため、事業者間での十分な検討が必要。

#### 現行の接続制度との関係

■一のアンバンドル機能で接続料設定方法が異なり得る

NTT・NGN ビル&キープ方式 A社IP網 エンドエンド料金方式 B社IP網

ビル&キープ方式 C社IP網

- ■「コスト+適正利潤」での接続料設定義務付けとの関係
- ■ビル&キープ方式は、通信料が均衡する事業 者同士は、接続料はほぼ同等であり、コストに 適正利潤を加えた接続料を設定しなくてもよい との前提に立った考え方。
- ■この考え方に問題ないと現時点で整理可能か。